

公益通報案件の概要等（令和２年度分）

受付日	令和２年１０月１日
通報の概要	上下水道局における水質検査業務において、試薬の使用に際し、不適切な事務処理があった。
審査結果等	１ 周南市コンプライアンス審査会の判断 試薬の使用に係る記録の管理などの事務処理に不備があったものの、水質検査業務の実施に当たっては、水道水質検査優良試験所規範が要求する検査体制を維持した上で業務を行っており、不正使用等の事実は認められなかった。 ２ 周南市コンプライアンス審査会の意見 上下水道事業管理者にあっては、水質検査業務における組織体制及び不適切な処理があった場合の対応手順を再確認し、適正な業務執行に努められたい。
任命権者による 是正措置等	１ 組織体制、管理監督体制の強化について 職員各自が職務の励行に努める。また、管理体制の強化を検討する。 ２ 不適切な処理があった場合の対応手順について 不適切な処理があった場合は、水道水質検査優良試験所規範に基づき、不適合報告処置書等を作成し、協議会の会長へ報告する。